

氏名	: 金谷 光子
学位の種類	: 博士 (看護学)
学位記番号	: 甲第 18 号
学位授与年月日	: 平成 25 年 3 月 1 日
学位授与の要件	: 学位規則第 4 条第 1 項該当
論文題目	: 児童期から実母より虐待を受けてきた人の経験の持つ意味 : The meaning of the experience of those abused by their real mothers during childhood
論文審査委員	: 主査 教授 田中 美恵子 副査 教授 日沼 千尋 教授 山元 由美子

博士論文要旨

I. はじめに

今日、わが国では養育者による児童への虐待が深刻な社会問題となっている。2011年の相談件数は6万人弱と統計開始の1990年以降増え続け、また、虐待死は年間100人を超えている。その虐待者の6割以上が実母である。

近年、児童期より受ける虐待が、生きづらさやこころの病の発症と関連があるといわれるようになってきた。しかしながら、児童期に虐待を受けるという経験と成人になってから生きづらさや人間関係の躓きの発生、また、こころの病が発症するということの間には、どのような関係があり、なぜタイムラグが生ずるのかということは明らかにされていない。

これらの問題を明らかにするためには、虐待という経験が被虐待者にどのような意味をもたらし、それぞれが自己の被虐待経験をどのように受け止め生きてきたかを知ることが必要となる。

そこで、本研究は、被虐待者が児童期から実母より受けた虐待の経験がもたらす意味を明らかにしようとするものである。このことにより、児童虐待と生きづらさや他者関係の苦悩、こころの病との関係性を明らかにするための示唆を得ることが出来、さらに、被虐待者のこころの回復のための援助方法を明らかにするための方策、および児童虐待の防止に寄与できるものと考ええる。

II. 研究の目的

本研究の目的は、被虐待者が児童期から実母より受けた虐待の経験が持つ意味を明らかにすることである。

なお、本研究では、児童期を「小学校に入学する時期から性的成熟が始まる思春期までの時期」と定義する。また本研究では、児童虐待を児童虐待の防止等に関する法律第2条に基づき定義する。

III. 研究方法

本研究の研究デザインは質的帰納的研究であり、方法論として解釈学的現象学を用いた。

1. データ収集

本研究の研究協力者は、関西近郊に位置する被虐待者の自助グループの参加者10名である。データ収集は、インタビューガイドを用いた半構成的インタビューで行った。調査期間は2010年10月1日～2011年6月30日までであった。

2. 解釈方法および倫理的配慮

データ解釈は、DreyfusによるHeideggerの現象学的解釈学を基盤として、Benner(1994/相良監, 2006)およびChesla(1994/相良監, 2006)の解釈手順を参考として行った。

本研究は、東京女子医科大学倫理審査委員会の審査を受け、承認された。

IV. 結果

研究協力者は25歳代から60歳代までの女性10名であり、平均年齢は42歳であった。研究協力者が母と同居した期間は平均22.5年であり、母から受けた虐待の内容は身体的虐待50%、ネグレクトが70%、心理的虐待が90%、性的虐待は0%であった。研究協力者のうち1名は統合失調症を、3名がうつ病を発症しており、2名は摂食障害を持っていた。また、5名が実子への暴力を行っていた。

データ解釈の結果、研究協力者が児童期から実母より受けた虐待の経験が持つ意味は、【不安】、【解離】、【嗜癖】の3つのテーマに集約された。

第1のテーマである【不安】には、〔無価値感〕、〔存在の脅かし〕、〔母の代替の希求〕、〔親しさへの妬み〕という4つのサブテーマが含まれていた。第2のテーマである【解離】には、〔(心身の)分離〕、〔不確かさ〕、〔事実の捻じ曲げ〕の3つのサブテーマが含まれていた。第3のテーマである【嗜癖】には、〔条件付きの愛情と無視〕、〔暴力への衝動〕、〔暴力と溺愛〕という3つのサブテーマが含まれていた。

研究協力者は虐待を受けることによって起こる【不安】を、【解離】によって対処し、その結果として起こってきた空虚感を【嗜癖】によって補償していた。すなわち、【不安】、【解離】、【嗜癖】の3つのテーマは、重なり合い、循環し、相互に影響を与え合って1つの意味をなしていた。また、【不安】、【解離】、【嗜癖】の様相は、それぞれの研究協力者が持つ関心と状況に対する対処の仕方によって強弱に違いが見られた。

これらの経験は、研究協力者が成人期になっていく過程において、生きづらさや対人関係の躓きとなって表れていた。

V. 考察

1. 被虐待者の経験の持つ意味

児童期から実母より虐待を受けてきた研究協力者は、自分の存在に【不安】を持ち、その不安から来る苦しみに対する対処として無意識に行われた【解離】によって、その時々の記憶と生き生きとした感覚を失い、さらに、その結果起こってきた空虚感を【嗜癖】によって補償していた。

研究協力者が携えてきた母との経験は、「私は母から愛される価値がない」、「私は生きていていいのか」というものであり、とりわけ大人になってから〔存在の脅かし〕や自己の〔無価値感〕として顕在化していた。研究協力者がいくら切望しても得られなかった母に対する焦がれる気持ちは、母と親しい者、すなわち同胞への妬みとして転化していった。

また、母から受けた暴力は、研究協力者の中に〔(心身の)分離〕を生み出し、その分離の機制は、その時々の苦悩を少しでも軽くするために記憶や感覚を薄めていく作

用をもたらしていた。しかし、【解離】は、実母との関係性だけではなく、受け入れがたい状況に遭遇するたびに、研究協力者の中で繰り返され行われていった。本来、自分を守るために感覚を薄めていくという対処が、結果として、研究協力者を日常的に不確かな感覚と記憶の中に置くこととなった。その結果、研究協力者は、思春期以降に希求する自己のアイデンティティを捉え損なうという状況を生みだしていった。

さらに、母から〔条件付きの愛情と無視〕を繰り返して受けることや、暴力を日常的に受けるという経験は、研究協力者に無力感を生じさせた。しかし、研究協力者は、その空虚感を補償するために他者や物をコントロールすることにエネルギーを注ぐことになっていった。その1つが〔暴力への衝動〕である。中でも、激しい〔暴力と溺愛〕を短時間のうちに繰り返し受けた研究協力者は、自らそのサイクルを求めて、そのサイクルの中に耽溺するようになっていった。

以上のことから、研究協力者が母との関係性の中で行ってきた対処は、研究協力者にとって、その時々にも最も必要であった防衛機制であった。しかし、その機制は、研究協力者をして積極的に生きるための意味を見失わせ、生きる意欲を削ぐ結果に繋がっていた。そのことが、成人期になってからの生きづらさや人間関係の躓き、こころの病に繋がっていったのではないかと考えられる。

2. 被虐待者に対する理解のあり方と回復に対する支援

研究を通して、研究協力者のこころの在り様や病の相は、それぞれの苦境に対する対処の結果であることが示唆された。したがって、被虐待者の「こころの回復」には、被虐待者が、その時々にもどのような関心と対処を携えて生きてきたのかについて明らかにしていくことが重要となる。

しかし、本研究から明らかになったように、思春期以前、母との経験は不確かで混沌としていた。被虐待者が自身の経験の意味を知ることが出来るのは、言葉が十分に操られるようになった成人期である。それ故に、それぞれの被虐待者にとって経験の意味を理解できるようになった成人期にこそ、否認し、曖昧模糊としていた経験内容を言語化するように励まし、それぞれの被虐待者が自身の実母との経験をありのままに認めていくような関わりが重要となる。

そのため、援助者には、被虐待者の語りを通して、ともにその経験を生き、追体験することを通して理解し、その理解したことを鏡のように映し出すことによって、被虐待者の中で混沌としていた体験に繋がりをを持たせていくことが求められる。つまり、このような支援を通して被虐待者は、初めて被虐待に伴う喪失感に触れることが出来るようになり、自身が持つ課題を援助者と共に探索をすることができる。

また、被虐待児（者）に対する支援は、虐待で傷ついた子ども時代だけではなく、その人が大人になっていくプロセスに継続的に関わり、癒し、成長を見守り、現実にも目を向ける力を生み出していくことが出来るようなシステムが必要である。本研究協力者は、熟練した専門家がやっている自助グループに所属しているが、このような自助グループはまだまだ少ない。そのための専門家の養成が待たれる。

すでに新しい国際疾患分類を作成する作業過程において、複雑で何層にも入り組んでいる「こころの傷」に対しては、当事者の「語り」を診断、病態把握、治療計画の中に設けることの重要性が議論されてきた。その目的は、従来の機械的な診断ではなく、「人間中心の統合診断」をするためである。本研究は、新しい診断基準が活用される時にも寄与できると考える。

3. 被虐待者のこころの回復と虐待を防止するための提言

- 1) 児童期, 思春期, 成人期を通して継続的に関われるための回復プログラムとシステムづくり。
- 2) 学際的な知識, 多職種を調整する能力が必要とされる児童虐待に関わる専門看護師養成。
- 3) 被虐待者のこころの回復を行い, 効果を上げている自助組織への支援。

VI. 結論

- 1) 児童虐待の影響は, 言葉が操れるようになってから顕わになっていった。
- 2) 児童期から実母より虐待を受けてきた人の経験の意味として抽出された【不安】, 【解離】, 【嗜癖】の3つのテーマは, 重なり合い, 循環し, 相互に影響を与え合っていて1つの意味をなしていた。
- 3) 児童期における虐待とその後に起こる長期的な影響とその反応は, 苦境に対するそれぞれの対処の仕方によって違っていた。
- 4) 被虐待者への理解には, 被虐待者の状況への巻き込まれ方や対処の仕方, 時間経過, 環境, 時代背景, 文化, 慣習, 生物学的視点等, 総合的なアプローチが有効である。
- 5) 被虐待者のこころの回復には, 援助者が被虐待者の語りを通してともに生き, 追体験することによって被虐待者の理解を深め, 被虐待者が希望を見失う事のないような支援が必要である。

審 査 結 果 の 要 旨

平成25年2月15日、田中美恵子（主査 教授）、日沼千尋教授、山元由美子教授の3名からなる審査委員会が開かれ、学位論文に関する審査が行われた。下記に審査の概要を記述する。

本研究は、近年日本で急激に顕在化し、深刻な問題となっている虐待の問題を看護の視点から取り扱い、実母から虐待を受けてきた人の経験を丹念に聴き取り、そこから虐待を受けてきた人の経験の持つ意味を、成人期になってからの心の問題の発生との関連や、虐待の連鎖の意味、さらには、被虐待者の回復への支援の観点から明らかにしようとした貴重な研究論文である。

こうした研究の場合、まず、対象者にアクセスすること自体に困難があり、さらにはその経験を聴きとることにも困難が伴い、データ収集に至る段階までに高いハードルが存するが、本研究の場合、研究者の研究開始以前からの専門的活動が、対象者の獲得や聴き取りを可能にしたのであり、得られたデータの貴重さとともに、その研究活動が高く評価されるものである。

文献検討は、子ども概念の変遷やしつけと虐待との関係、虐待の子どもの心身への影響、実母による虐待の意味など、歴史・文化的な虐待の意味づけについては丹念になされていたが、近年の母子保健、教育・福祉分野での虐待防止に向けたさまざまな取り組みに関する文献の検討が不足しており、この点は、課題を有している。

研究の前提となる立場として、Heideggerの存在論に依拠し、方法論としては、DreyfusによるHeidegger解釈を基盤とした解釈学的現象学を採用し、Bennerおよび

Chesla による解釈手順を採用し、解釈が行われている。解釈によって抽出された個々の経験の意味は、ほぼ妥当性の確認できるものであったが、存在論的な解釈という意味では、やや深みにかける点があった。また、パラダイムケースの扱い方など、結果の提示の仕方には、読み手の理解を促すためのさらなる整理や工夫が必要である。

また、最終的に経験の持つ意味として集約された【不安】【解離】【嗜癖】と、これらのテーマ間の関係性の説明が、十分読み手の納得のいくようなレベルまで記述されるには至っていない点にやや問題を有している。

考察の視点は主に精神病理学的なものに偏っており、上記と同様に、存在論的な解釈・考察という点で不十分の感は否めない。特に身体との関わりの点での考察がほしいところであった。また、考察全体にやや一貫性・論理性が不足しており、特に支援の課題に至るところには、論理的な飛躍が見受けられた。これらの点について、さらなる改善が必要である。

審査の過程では、重大なテーマに関し、虐待の経験者であり、時には加害者でもある人の語りにひたすら耳を傾け、信頼関係を構築しながら、その経験の実存的意味を解き明かそうとした研究姿勢が高く評価された。一方で、近年の虐待を受けた子どもへのケア、対策などに関する文献検討が不足しており、より幅広い文献検討の必要性が指摘された。また、中核となるテーマとして抽出された【不安】【解離】【嗜癖】の3つが絡み合う様について、結果の記述では十分にそれが表現されていず、工夫が必要であるという指摘も受けた。加えて、この3つの中核的テーマは、精神症状を表す言葉と同一であり、主観的な世界を表す中核的テーマを生成することが望ましかったのではないかとの指摘もあった。

しかしながら、本研究は、児童期より虐待を受けて来た人にとっての虐待経験の言語化と、その語りを聴くことが、体験の再構成化を促すものとして支援となることを明らかにした点で、被虐待者のこころの回復を促すための方策や看護者の役割を明らかにするものである。さらに、被虐待者の経験の意味を明らかにすることで、虐待が再現されるメカニズムを明らかにしたと言える。以上から、本研究の結果は、被虐待者の支援と、虐待の連鎖の防止に役立つ知見を提供するものであり、学位論文にふさわしい貴重な研究論文であると言える。

以上により本論文は、学位規則第4条第1項に定める博士（看護学）の学位を授与することに値するものであり、申請者は、看護学における研究活動を自立して行うことに必要な高度な研究能力と豊かな学識を有すると認め、論文審査並びに最終試験に合格と判定する。